

## 平成30年度 鹿児島県介護ロボット導入支援事業補助金Q & A（2次募集）

### Q1 「介護ロボット導入計画」には何を記載すべきですか？

本補助金の趣旨である、介護ロボットの使用による「介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化」を踏まえ、これに即した目標や期待される効果等を記載してください。

### Q2 導入しようとする機器が補助対象となる介護ロボットか確認する方法はありますか？

経済産業省が実施している「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択されているものは補助対象となります。経済産業省のホームページにある一覧表等でご確認ください。

なお、平成30年度の介護ロボット機器一覧は、平成30年9月頃公開される見込みです。

### Q3 補助対象となる介護ロボットの数に制限はありますか？

→施設・居住系サービス事業所 利用定員数に0.1 を乗じて得た数  
→在宅系サービス事業所 利用定員数に0.05 を乗じて得た数

各介護サービス事業所の利用定員数にサービス区分に応じ0.1又は0.05 を乗じて得た数が限度となります。（小数点未満切り捨て。1未満は1とし3を超える場合は3とします。）

（例1）利用定員数が60名の場合→ $60 \times 0.1 = 6.0 \rightarrow 3$ 台（3を超える場合は3）

（例2）利用定員数が29名の場合→ $29 \times 0.1 = 2.9 \rightarrow 2$ 台（小数点以下切り捨て）

（例3）利用定員数が9名の場合→ $9 \times 0.1 = 0.9 \rightarrow 1$ 台（1未満は1とする）

### Q4 前年度、本事業で介護ロボットを導入している場合に新たに導入する分に対し補助は受けられますか。

今回、新たに導入する介護ロボットの分については、昨年度の補助の実績の有無に関わらず補助を受けることができます。

### Q5 補助金の交付決定前に購入又はレンタル、リース契約したのも補助対象となりますか？

補助金交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

県から交付決定通知を受けた後に行った契約が補助対象となります。

## 平成30年度 鹿児島県介護ロボット導入支援事業補助金Q & A (2次募集)

Q6 交付決定通知後、レンタル又はリース契約を3年間で締結する場合、翌年度（平成30年度）以降のレンタル又はリース契約についても補助対象となりますか？

当該年度（平成31年3月31日まで）のレンタル又はリース料が補助対象となります。  
（例）平成30年10月1日～平成33年9月30日の3年間でレンタル契約  
→ 補助対象は、平成30年10月1日から平成31年3月末分のレンタル料  
（ただし、上限は30万円までです。）

Q7 受信・制御機器として使用するパソコン・タブレット等は対象機器に含まれますか？

機器の稼働に不可欠の専用の受信・制御機器であれば補助対象となりますが、汎用性のあるものは他に転用可能なため、補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q8 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？

事業については、補助金内示後、交付申請をしていただき交付決定後、原則平成31年3月31日までに完了し、実績報告書を提出してください。

なお、補助事業の完了した日とは、原則として介護ロボットを購入又はレンタル、リースし、その費用の支払いを終えた時とします。

Q9 本補助事業を活用して導入した介護ロボットを1年間は使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能ですか？

本補助金は、原則として3年以上当該介護ロボットを使用することが条件になっております。また、必要に応じ「介護ロボット使用状況報告書」を提出していただく場合があります。

Q10 同一法人で複数の事業所を運営している場合、その事業所毎に応募することは可能ですか？

それぞれの事業所毎に応募することは可能です。

Q11 今年度（H30年度）の1次募集で応募し採択を受けましたが、追加で今回の2次募集にも応募することは可能ですか？

今年度の1次募集に応募し、採択を受けた事業所については、2次募集の対象事業所にはなりませんので御了承ください。